

重慶市人口・計画生育条例（2016年4月1日施行）

目録

- 第一章 総則
- 第二章 人口発展計画の制定と実施
- 第三章 生育調節
- 第四章 奨励と社会保障
- 第五章 計画生育技術サービス
- 第六章 胎児性別選択の制限
- 第七章 法律責任
- 第八章 附則

第一章 総則

第一条 人口と経済、社会、資源、環境との調和、持続可能な発展、計画生育の推進、人口総数のコントロール、人口素質の向上、人口構成の最適化を実現し、家庭の幸福、社会の調和を促進するため、「中華人民共和国人口・計画生育法」および関連法律、行政法規に基づき、本市の実情に合わせ、本条例を制定する。

第二条 本条例は、本市行政区域内の国家機関、社会団体、企業および公的機関とその他の組織（以下は、「組織・機構」という）、および戸籍地または居住地が本市にある公民に適用する。

第三条 市、区県（自治県）人民政府は、管轄行政区域内の人口と計画生育事業を指導する。

市、区県（自治県）人民政府の衛生部門と計画生育行政部門は、管轄行政区域内の計画生育事業および計画生育に関連する人口業務を担当する。

市、区県（自治県）人民政府の関連部門は、各自の職責の範囲内で関係する人口・計画生育業務を担当する。

郷、鎮の人民政府、街道弁事処は、管轄区域内の人口・計画生育業務を担当する。

第四条 労働組合、共産主義青年団、婦人連合会、科学技術協会、個人事業者協会、および計画生育協会等の社会団体、企業および公的機関、公民は、人民政府による人口・計画生育事業の実施に協力しなければならない。

第五条 人口・計画生育事業は、総合管理、または居住地管理を主とする管理体制を実施する。

上級の人民政府は下級の人民政府に対して、また、各レベルの人民政府は各政府に所属する関連部門に対して、人口・計画生育の目標管理責任制を実施する。

第六条 各レベルの人民政府は、宣伝教育、科学技術、総合サービス、奨励扶助、社会保障、女性の地位向上、女性の就業促進、性差別の解消、および公民の健康促進などの措置を講じて、人口・計画生育事業を実施する。

第七条 各レベルの人民政府および衛生・計画生育行政部門の職員が計画生育事業を遂行するに際しては、法律を順守し、文明的に法を執行し、公民の合法的權益を守らなければならない。

人口・計画生育事業の職員による法に基づく職責の履行は、法律の保護を受ける。

第八条 市、区県（自治県）人民政府および関連の市級部門は、人口・計画生育事業において顕著な成績を挙げた組織、個人に対し、規定に基づき表彰と奨励を与えるものとする。

第二章 人口発展規画の制定と実施

第九条 市、区県（自治県）の人口規画行政部門は、人口と経済、社会発展の需要に基づき管轄行政区域の人口発展規画を制定し、同部門が所属する人民政府にこれを申告し、認可を受け、国民経済と社会発展の規画に組み入れる。

第十条 市、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、人口発展規画に基づき人口・計画生育の実施案を制定し、同部門が所属する人民政府にこれを申告し、認可を受けるものとする。

人口・計画生育の実施案は、人口総数のコントロール、人口素質の向上、人口構造の最適化、生殖健康の増進、経費支出の保障、計画生育奨励の実施、および社会保障などの措置を規定し、かつ、関連部門、組織・機構、村民委員会、および居民委員会が人口・計画生育を総合的に管理する職責を規定しなければならない。

第十一条 市、区県（自治県）人民政府は人口・計画生育の実施案を手配、実施する。衛生・計画生育行政部門は、人口・計画生育の実施案を手配、実施する具体的な業務を行う。

郷鎮人民政府、街道弁事処は、管轄区域内において人口・計画生育の実施案を推進する。郷鎮人民政府、街道弁事処に所属する衛生・計画生育業務部門は日常的な業務を担当する。

第十二条 市、区県（自治県）人民政府の関連部門が人口に関係する経済または社会発展政策を制定する際には、人口・計画生育事業に資するよう考慮しなければならない。かつ、衛生・計画生育行政部門から意見を募集しなければならない。

第十三条 市、区県（自治県）人民政府の関連部門は規定に基づき、人口・計画生育の総合管理職責を遂行しなければならない。市、区県（自治県）人民政府の衛生・計画生育行政部門は、人口・計画生育の総合管理の指導、調整、監督業務を担当する。

第十四条 村民委員会、居民委員会は、人口・計画生育事業の責任制を実施し、村民と居民の自治的な管理を通して、法に基づき人口・計画生育事業を遂行する。

国家機関、社会团体、企業および公的機関は、組織内部の人口・計画生育事業を全うしなければならない。組織・機構は人口・計画生育事業を実施する際に、法定代表人または担当者の責任制を実施する。

第十五条 市、区県（自治県）および郷鎮人民政府は、人口・計画生育経費をそれぞれの

財政予算に組み込み、人口・計画生育事業発展の需要を確実に担保しなければならない。

第十六条 関連の行政部門、社会団体、企業および公的機関、村民委員会、居民委員会は、日常的に人口・計画生育の宣伝教育および指導を実施し、科学的、文明的、進歩的な結婚・生育観念を提唱しなければならない。

第十七条 計画生育科学研究、宣伝教育、薬品・器具管理、および技術サービスなどを行う機構は、人口・計画生育科学技術研究、宣伝教育、避妊薬品・器具の無料配給、技術サービス、および生殖健康業務を担当する。

第十八条 市、区県（自治県）および郷鎮人民政府、街道弁事処は、人口情報資源の共有制度を構築しなければならない。衛生・計画生育、警察、工商、税務、人力資源・社会保障、統計、民政、教育、食品薬品監督などの部門は互いに人口・計画生育に関するデータと情報を提供しなければならない。

国家機関、社会団体、企業および公的機関、村民委員会、居民委員会は、規定に基づき人口・計画生育の統計報告表に記入し、報告しなければならない。各レベルの人民政府の衛生・計画生育部門は人口・計画生育の統計情報を集計し、逐一上級部門に報告する。

第三章 生育調節

第十九条 公民は生育の権利を有すると共に、法に基づき計画生育を実行する義務を負う。夫婦双方は計画生育を実行する上で、共同の責任を負う。

第二十条 一組の夫婦が2人の子供を生育することを提唱する。

夫婦は自主的に一人目および二人目の子供の生育を計画する。生育登記制度を施行する。

前号の夫婦が子供を出産する前、夫婦一方の戸籍地または女性側の現居住地の村民委員会、居民委員会に生育登記を申請する際には、村民委員会、居民委員会は直ちにこれを処理しなければならない。

第二十一条 既に2人の子供を有する夫婦は、下記の条件のいずれかを満たすとき、更に一人の子供の生育を申請できる。

(一) 一人の子供または二人の子供が、市または区・県（自治県）の衛生・計画生育行政部門の鑑定を経て、非遺伝性の疾病があると認定され、正常な労働力に成長できない場合。

(二) 一人の子供または二人の子供に遺伝性の疾病があり、正常な労働力に成長できず、かつ、夫婦が医学的な措置を講じた後、市または区・県（自治県）の衛生・計画生育行政部門の鑑定を経て正常な子供を生育できると認定された場合。

再婚の夫婦は、下記の条件のいずれかを満たすとき、更に一人の子供の生育を申請できる、ただし、復縁した夫婦を除く。

(一) 再婚する前に、双方が合計で一人の子供を生育し、再婚後、双方が共同で一人の子供を生育した場合。

(二) 再婚する前、双方が合計で二人またはそれ以上の子供を生育し、再婚後、双方が共同で子供を生育しなかった場合。

市人民政府が規定するその他の特殊な事情に該当する場合、更に一人の子供の生育を申請できる。

第二十二條 養子縁組は、養子縁組および計画生育に関連する法律・法規に違反してはならない。

子供を遺棄した場合、再生育を申請できない。子供を養子に送った場合、養子縁組を理由に、計画生育の規定に違反して子供を再生育してはならない。

第二十三條 再生育を申請する夫婦は、再生育申請表に記入し、双方の戸籍地の村民委員会または居民委員会が当該生育状況を確認し、村民委員会または居民委員会が関連意見を再生育申請表に追記した後、夫婦のどちらか一方の戸籍地の郷鎮人民政府または街道弁事処に報告しなければならない。

郷鎮人民政府または街道弁事処は再生育の申請を受領した後、申請者の関連状況を2営業日にわたって公示しなければならない、かつ、申請を受領した日から10営業日以内に当該申請と公示の資料を区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門に報告し、その審査を受けなければならない。

区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、申請と公示状況などの関連資料を受領した日から10営業日以内に再生育を認可するか否かの決定を出さなければならない。再生育を認可する場合、再生育サービス証を発行する。再生育を認可しない場合、書面で当事者に通知し、かつ、理由を説明する。

第二十四條 違法生育の嫌疑がある場合、衛生・計画生育行政部門は調査を行わなければならない。市または区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、必要に応じて事実を究明するため当事者に技術鑑定を要求でき、当事者はそれに協力しなければならない。

技術鑑定の結果、当事者が違法生育であることが判明した場合、技術鑑定費用は、当事者の負担とする。技術鑑定の結果、当事者が違法生育ではないと判明した場合、技術鑑定費用およびそれによる当事者の交通費、休業損失は、衛生・計画生育行政部門の負担とする。

第四章 奨励と社会保障

第二十五條 各レベルの人民政府は、人口・計画生育、子女の成長に有利な社会経済政策と社会保障政策を制定しなければならない。

第二十六條 法に基づき結婚登記を行った夫婦は、15日の結婚休暇を利用できる。

法律・法規の規定に適合し、子供を生育する女性は、国が規定した産休のほか、更に30日の産休を与えられる。産休の期間中は、通常勤務する職員と同等の待遇を享受できる。

法律・法規の規定に適合し、子供を生育する女性は、本人が申請し、組織・機構の認可を得たうえで、産休の期間が満了した後も子供が1歳になるまで引き続き休暇を取得することができる。休暇期間の月給は、本人の休暇前の基本給の75%を下回らない範囲で支給する。ただし、当該年度の当市の最低給与基準を下回ってはならない。

法律・法規の規定に適合し、子供を生育する女性の産休期間中、当該女性と夫婦である

男性が所属する組織・機構は、男性に対して15日の看護休暇を与えなければならない。看護休暇期間中は、通常勤務する職員と同等の待遇を享受できる。

第二十七条 労働者が計画生育手術を受けた場合、国が規定する休暇を取得できる、計画生育手術休暇期間中は出勤とみなされる。計画生育手術の入院期間中、確実に介護を必要とする場合、手術を行う機構の意見に基づき当該者の配偶者に看護休暇を与えるものとし、看護休暇中は出勤とみなされる。

第二十八条 国が一組の夫婦が一人の子供を生育することを提唱する間、生涯において一人の子供の生育を志願する夫婦に対し、当該夫婦が所属する郷鎮人民政府または街道弁事処は夫婦それぞれに「一人っ子父母光栄証」を発行する。

「一人っ子父母光栄証」を取得した夫婦は、以下の一人っ子父母に対する奨励政策を享受できる。

- (一) 一人っ子父母が「一人っ子父母光栄証」を取得した月から子供が満14歳になるまでは、毎月、夫婦それぞれに2.5元から5元の奨励金、または総額が300元を下回らない現金奨励を一括で与える。
- (二) 労働者採用、内定、住宅福利厚生、貧困扶助、社会救済および保育園入園、学校入学、年金、医療などの面において、同等な条件下では優先的に配慮する。
- (三) 高齢になるとき、現住の区県（自治県）人民政府または集団経済組織は、必須の生産・生活用具の提供、年金保険への加入、奨励扶助金の支給などの方式を通して、その生産、生活、医療などに配慮する。
- (四) 都市労働者基本年金保険に加入していない場合、定年後、退職金を5%割増で支給する。都市労働者基本年金保険に加入している場合、定年後、基本年金保険の関連規定に基づき基本年金を割増で支給する。
- (五) 一人っ子子女が障害を負い、または死亡し、夫婦双方が再生育または養子縁組をしない事案に対し、各レベルの人民政府は、多様な方式の扶助保障制度を構築・健全化すべきであり、必須の生産・生活用具の提供、社会保険への加入、規定に基づく特別扶助金の支給などの方式を通して、必要な精神的または物的支援を与えるものとする。

一人っ子子女が死亡した後、再生育をせず、または法に基づき一人のみと養子縁組をする場合、引き続き一人っ子父母の待遇を享受できる。

財政支出によって運営される国家機関、企業および公的機関は、財政から一人っ子父母奨励金を支出する。企業は、原価納税前の支出に一人っ子父母奨励金を計上する。労働者以外のその他の者については、当該者が所属する現地の人民政府が統一的に計画し解決する。

第二十九条 夫婦が「一人っ子父母光栄証」を受領した後で、養子縁組または子供を生育する場合、夫婦が保有する「一人っ子父母光栄証」を取消しかつ取り上げなければならない。ただし、夫婦が法に基づき障害のある児童と養子縁組をする場合を除く。

「一人っ子父母光栄証」が取り消された場合、その翌月から一人っ子父母の奨励優待は停止される。夫婦が規定に違反し生育または養子縁組をした場合、一人っ子父母奨励金を返還しなければならない。

第五章 計画生育技術サービス

第三十条 計画生育を実行する生育適齢期の夫婦は、無料で国の規定する基本的な計画生育技術サービスを楽しむことができる。

第三十一条 市、区、県（自治体）および郷鎮の人民政府、街道弁事処は、計画生育・優生優育、生殖保健、避妊・避妊手術に関する総合サービス制度を構築し、関連する科学知識を普及させなければならない。

第三十二条 市、区、県（自治体）の人民政府は、計画生育技術サービス機構、および計画生育技術サービスに従事する医療・保健機構を区域の衛生計画に取り込まなければならない。計画生育技術サービスのネットワークを構築・健全化し、技術サービスの設備と条件を改善し、技術サービスの水準を高めなければならない。

第三十三条 計画生育技術サービス機構、および計画生育技術サービスに従事する医療・保健機構は、それぞれの職責の範囲内において、生育、避妊手術、不妊について、優生優育、生殖保健、避妊・避妊手術に関する宣伝教育、妊娠検査、追跡調査を実施し、計画生育技術、生殖保健に関する情報提供、指導、技術サービスを担当し、また衛生・計画生育行政部門の管理監督を受ける。

個人医療機構は、計画生育手術を行ってはならない。

第三十四条 計画生育の手段は、主に避妊措置とする。

計画生育技術サービス人員は、生育適齢者に対し自主的に安全、有効、適切な避妊措置を取るよう指導し、望まない妊娠を予防し、減少させなければならない。

第三十五条 周産期の保健、胎児欠陥のスクリーニング観測制度を実施し、胎児欠陥の発生を防止し、減少させ、胎児の健康水準を高める。

夫婦の一方が医学鑑定を経て、生育に適切でない疾病があると認定された場合、医師の指導のもと、長期的かつ有効な避妊措置を取らなければならない。

医療・保健機構は、出産前の診断で胎児に重大な遺伝性疾患または重大な欠陥があると診断された場合、当該妊婦に対し、妊娠中絶の医学意見を提示しなければならない。

第六章 胎児性別選択の制限

第三十六条 超音波などの技術手段を用いて、医学的に必要ではない胎児性別鑑定を行ってはならない。性別を選択するための医学的に必要ではない人工妊娠中絶を行ってはならない。

いかなる組織・機構または個人も、妊婦に対し、医学的に必要ではない胎児性別鑑定または性別を選択するための医学的に必要ではない人工妊娠中絶を手配・仲介してはならない。

第三十七条 医学的に必要な胎児性別鑑定・性別選択目的の人工妊娠中絶を行う機構は、

下記の条件を満たさなければならない。かつ、市レベルの衛生・計画生育行政部門の指定を受けなければならない。

- (一) 遺伝病診断、出産前診断の行政許可を取得した県レベル以上の医療、保健機構であること。
- (二) 国務院の衛生・計画生育行政部門が規定するその他の条件と技術標準を有すること。

第三十八条 医学的に必要な胎児性別鑑定を行うには、第三十七条で規定する実施機構の3人以上の専門家チームによる共同診断によらなければならない。確実に人工妊娠中絶を必要とする場合、実施機構の審査を経て同意を得た上で、手術を実施するものとする。鑑定および手術の結果は、被鑑定者の戸籍所在地の県レベルの衛生・計画生育行政部門に通知しなければならない。

第三十九条 性別選択目的ではない中期以上（妊娠が14週以上の場合、下記同様）の人工妊娠中絶手術を行う機構は、下記の条件を満たさなければならない。かつ、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門の指定を受けなければならない。

- (一) 法に基づき、中期以上の人工妊娠中絶手術を行うための行政許可を取得した医療・保健機構であること。
- (二) 国務院衛生・計画生育行政部門が規定するその他の条件と技術標準を有すること。

第四十条 法定の再生育の条件を満たし妊娠した女性が、医学的に必要ではない性別選択目的の人工妊娠中絶を受けた場合、再生育を認可しない。既に「再生育サービス証」を発行した場合、発行元の県レベルの衛生・計画生育行政部門は当該「再生育サービス証」を回収しなければならない。

第四十一条 妊娠中絶の薬品の使用は、妊娠中絶の施術の認可を受けた医療・保健機構に限る。薬品小売企業による妊娠中絶薬品の販売を禁止する。

薬品生産企業、薬品卸売企業は、妊娠中絶施術の資格を取得していない機構または個人に妊娠中絶薬品を販売してはならない。

第四十二条 医療・保険機構は、超音波診断設備と染色体検査機構の登録登記、超音波妊娠検査診断登記、人工妊娠中絶登記、妊娠中絶薬品使用登記、および嬰兒出生・死亡登記報告等の管理制度を構築・健全化しなければならない。かつ、定期的に登記情報を同機構を主管する衛生・計画生育行政部門に報告しなければならない。

第七章 法律責任

第四十三条 再生育の条件を満たさず、計画生育の法律・法規に違反して子供を生育する場合、以下の規定に基づき夫婦それぞれから社会扶養費を徴収する。

- (一) 当事者の出産時に政府統計機構が公布した、当事者の戸籍所在地の区県（自治県）の前年度住民1人当たり年平均可処分所得の2倍から3倍の社会扶養費を徴収する。
- (二) 違法に二人以上の子供を生育する場合、第一項に規定する計算基準（以下、「規定する計算基準」）に基づき、違法に生育した子供の数を倍数に社会扶養費を徴収する。

(三) 同時に二人以上の子供を生育する場合、子供一人を生育したとみなして、社会扶養費を徴収する。

夫婦の一方に社会扶養費を納付する能力がない場合、当該社会扶養費は、相手方が納付するものとする。

第四十四条 婚外子を出産する場合、男女それぞれに対し、第四十三条第一号第一項の規定する収入水準に基づき、その3倍以上5倍以下の社会扶養費を徴収する。

第四十五条 社会扶養費の徴収は、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門の書面徴収決定によって行う。また当該書面徴収決定は、郷鎮人民政府または街道弁事処に委託できる。

社会扶養費の徴収決定は、当事者に送達された日から発効する。当事者は徴収決定を受領した日から30日以内に、指定の銀行で規定に基づき一括で費用を納付しなければならない。

当事者が一括で社会扶養費を納付することが確実に困難な場合、徴収決定を受領した日から30日以内に、徴収決定をした機構に分割納付の書面申請を提出し、かつ、関連証明資料を提出しなければならない。徴収決定をした機構は、当事者の申請を受領した日から30日以内に分割納付を認可するか否かの決定を行い、かつ、書面で当事者に通知しなければならない。

当事者が規定の期限内に社会扶養費を納付しない場合、未納日から月毎に未納分の社会扶養費の千分の二の滞納金を追加的に徴収する。ただし、滞納金は未納した元金を超えてはならない。前記の手段にもかかわらず、納付しない場合、徴収決定を行った機構は、法に基づき人民法院に強制執行を申請するものとする。

徴収した社会扶養費は、すべて財政予算管理に組み入れる。

第四十六条 再生育の条件を満たしているが、本条例の規定に基づいて再生育の認可手続きを行わない場合、2千円の罰金を徴収する。

第四十七条 当事者が本条例第二十四条に違反し、技術鑑定を拒否する場合、1万元以上5万元以下の罰金を徴収する。

第四十八条 本条例の規定に違反し、妊婦に対し医学的に必要ではない胎児性別鑑定または性別を選択するための医学的に必要ではない人工妊娠中絶を手配・仲介した機構・個人に対して、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、その違法所得を没収し、かつ、5千元以上3万元以下の罰金を徴収する。

本条例の規定に違反し、中期以上の人工妊娠中絶手術を行った機構に対して、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、1万元以上5万元以下の罰金を徴収する。当該直接責任者に対しては、5千元以上2万元以下の罰金を徴収する。

本条例の規定に違反し、妊娠中絶施術の資格を取得していない機構・個人、または薬品小売企業に妊娠中絶薬品を販売した場合、および薬品小売企業が妊娠中絶薬品を販売した場合、県レベル以上の食品薬品監督管理部門は当該違法所得を没収し、かつ、違法に販売した薬品の価格の2倍から5倍に相当する罰金に処する。

公務員が前記の規定に違反した場合、情状に鑑み法に基づき、直接責任者および組織・

機構の直接担当主管者を処分するものとする。

第四十九条 以下のいずれかに該当する行為をした場合、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は職権に基づき、改善を命じ、警告を与え、違法所得を没収する。違法所得が1万元以上の場合、違法所得の2倍から6倍に相当する罰金に処する。違法所得がないまたは違法所得が1万元未満の場合、1万元以上3万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、当該行政主管部門は、開業資格または開業許可証を取り消すものとする。公務員が違反した場合、法に基づき過失記録から解雇までの処分を与える。犯罪となる場合、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

- (一) 違法に他人に計画生育手術を施術した場合。
- (二) 超音波などの技術手段を用いて、違法に医学的に必要ではない胎児性別鑑定、または性別を選択するための医学的に必要ではない人工妊娠中絶を行なった場合。
- (三) 虚偽の医学鑑定を行い、虚偽の計画生育証明を発行した場合。

第五十条 本条例第四十二条で規定する登記、報告などの管理制度に違反した場合、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は期限を切って改善を命じ、期限が過ぎても改善されない場合、1千元以上5千元以下の罰金に処する。

第五十一条 医療・保健機構および同機構に所属する職員が、計画生育関連の臨床医療サービスを行う中で、計画生育技術サービス事故が発生し、人身の損害・死亡または財産の損失が発生した場合、法に基づき賠償しなければならない。過失があり、かつ、公務員である場合、直接担当の主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を与えるものとする。

第五十二条 計画生育証明を偽造、変造、売買する場合、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門は、虚偽の証明を没収または取消し、違法所得を没収する。違法所得が5千元以上の場合、違法所得の2倍から10倍に相当する罰金に処する。違法所得がないまたは違法所得が5千元未満の場合、5千元以上2万元以下の罰金に処する。犯罪となる場合、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

不正に計画生育証明を取得した場合、衛生・計画生育行政部門は当該計画生育証明を取消す。証明を発行する組織・機構に過失がある場合、直接担当の主管者およびその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を与えるものとする。

第五十三条 他人の計画生育を妨害、干渉し、または他人の計画生育に違反する行為を幫助、隠匿、容認する場合、区県（自治県）の衛生・計画生育行政部門あるいは関連行政部門は、改善を命じ、警告を与えるものとする。情状が深刻な場合、2千元以上5千元以下の罰金に処する。公務員の場合、法に基づき過失記録から解雇までの処分を与える。

第五十四条 計画生育の管理職責または義務を履行しない部門に対しては、同部門が所属する人民政府は改善を命じ、かつ、周知して注意する。直接担当の主管者およびその他の直接責任者に対しては、法に基づき処分を与えるものとする。

人口・計画生育責任目標を達成できない組織・機構に対しては、責任書の約定に基づき組織・機構の代表者または責任者およびその他の直接責任者の経済、行政責任を追及する

ものとする。

第五十五条 衛生・計画生育行政部門および同部門に所属する職員の法に基づく公務執行を拒否、妨害する場合、区县（自治県）の衛生・計画生育行政部門は注意して、教育をし、かつ、当該行為を制止しなければならない。治安管理条例違反行為となる場合、法に基づき治安管理条例を適用し、犯罪となる場合、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

第五十六条 公務員が計画生育事業において、下記のいずれかに該当する行為を行った場合、法に基づき処分を与えるものとする。違法所得がある場合、違法所得を没収する。犯罪となる場合、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

- (一) 法に基づかず、業務を行い、住民の人身権、財産権、およびその他の合法的權益を侵害する場合。
- (二) 職権を濫用、職責怠慢、職権を私利私欲に利用する場合。
- (三) 賄賂を請求、受領する場合。
- (四) 計画生育経費、社会扶養費を差し止め、違法に控除、流用、横領する場合。
- (五) 人口・計画生育の統計情報につき、虚偽の報告を行い、情報を隠蔽し、情報を偽造・改ざん、または報告を拒否する場合。
- (六) 再生育条件を満たさない者に再生育サービス証を発行する場合。
- (七) 一人っ子父母に対する奨励と優遇政策を執行しない場合。

第五十七条 公民、法人またはその他の組織が、衛生・計画生育行政部門またはその他の行政機関がなした具体的行政行為に対して不服がある場合、法に基づき行政審査を申請でき、または行政訴訟を提起できる。

第八章 附則

第五十八条 流動人口に対する計画生育管理は、国务院の「流動人口計画生育工作条例」に基づき行うものとする。

第五十九条 帰国華僑、海外留学者、および香港・マカオ・台湾関係者、国際結婚をした住民に対する生育政策は、国の関連規定に基づき執行するものとする。

第六十条 本条例は、2016年4月1日より施行する。

※ 本資料は仮訳となっておりますので、必ず以下原文をご参照ください。

<http://www.ccpc.cq.cn/home/index/more/id/203346.html>

また、本資料で提供した情報の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。